

社会福祉法人白梅会

役員及び評議員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人白梅会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）並びに評議員、評議員選任・解任委員の報酬等及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員、評議員選任・解任委員への報酬等は、これを支給しない。

ただし役員が法人の次に掲げる業務のため法人事務所に定期的に勤務することに対し支給する。

- (1) 法人の各経理区分に係る月次報告書の確認
- (2) 理事長専決に関する規定に規定する専決事務の実施
- (3) その他法人運営全般に係る打ち合わせ

第2項 前項の規定に基づき、役員に支給する報酬は次の通りとする。

支給は前月1日から31日までの分を当月10日に現金をもって支給する。

- (1) 1月 30,000円

(費用弁償の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員、評議員選任・解任委員がその職務の執行に当たり負担することとなる費用を弁償するため、費用弁償を支給する。

(職務の種類)

第4条 費用弁償を支給する職務は、次のとおりとする。

- (1) 理事会及び評議員会、評議員選任・解任委員会への出席
- (2) 監事による監査（定期又は臨時）
- (3) 行政機関による監査への立会
- (4) 役員及び評議員の各種研修会への参加及び他施設等の視察研修
- (5) その他理事長が必要と認めた職務

(費用弁償の支給額及び支給方法)

第5条 前条各号に規定する職務に係る費用弁償の額は次のとおりとする。

- (1) 前条(1)から(3)に規定する職務については、当該職務1回につき5,000円を支給する。
- (2) 前条(4)及び(5)に規定する職務については、社会福祉法人白梅会旅費規定を準用し、施設長の旅費に相当する額を費用弁償として支給する。

2 前項の費用弁償については、その職務の執行の都度支給するものとする。ただし、前項(2)に掲げる費用弁償については、当該役員又は評議員の旅費請求書の提出後速やかに支給するものとする。

(適用除外)

第6条 この法人の職員である理事については、第4条(1)から(3)の職務に係る費用弁償は支給しない。

(役員に対する慶弔見舞金等)

第7条 役員に支給する慶弔見舞金の種類、支給範囲及び支給金額は次の通りとする。

(1) 死亡弔慰金

①現職役員 理事長 … 5万円及び花輪1対
理事・監事 … 3万円及び花輪1対

②退任役員(退任後4年以内) … 2万円及び花輪

(2) 傷病見舞金

①現職役員 入院及び長期療養 … 2万円

(3) 退任記念品

①役員在任期間 通算1期の場合 … 1万円相当の記念品

② // 通算2期から5期までの場合 … 3万円相当の記念品

③ // 通算5期を超える場合 … 5万円相当の記念品

(規程の改正)

第8条 この規程の改正については、評議員会の承認を受けなければならない。

(雑則)

第9条 この規程に定めのない事項については、この法人の定款他諸規則及び法令等によるものとする。

附則

この規程は、平成28年12月19日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日より改正施行する。